

## 第 1 期基本計画の期間内における再配置の方向性(案)

平成22年10月25日 公共施設再配置計画担当作成

### ◆ 総括的事項

I 計画推進体制の整備	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 公共施設(ハコモノ)の一元的マネジメントを行う庁内の組織体制を整備	○	○	○	○	○
② 第三者による計画の進行状況をチェックする機関の設置	○	○	○	○	○
II 関係条例等の整備	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 各事業を推進するために必要となる条例等の諸規程の制定、一部改正を実施	○	○	○	○	○
② 管理運営や維持保全・更新の際の標準仕様等に関するガイドラインの整備	○	○	○	○	○
III 財源調整機能の整備	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 公共施設の再配置を進めるに当たり、財源の過不足を調整するための基金を設置し、更新及び改修を計画的に実施するとともに、第2期基本計画以降に必要な財源を確保	○	○	○	○	○
IV 施設情報の整備	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 公共施設の管理運営内容に関するデータは、定期的に集約し、分析・評価を行い、施設白書等を通して市民に公表するとともに、一元管理を行うための台帳を整備	○	○	○	○	○
② 施設予約システムを見直し、貸館業務を行うすべての施設が同一の方法により予約ができるようにするとともに、施設の稼働率を上げるため、使用目的や場所など、他項目からの空き情報検索を実施できるようにすることを検討	○	○	○	○	○
V 管理運営内容の見直し	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 特に有料施設については、施設設置の趣旨を達成するためにも利用者の増加策を積極的に実施し、最小の経費で最大の効果を実現		○	○	○	
② 公設公営の施設については、指定管理者や公民連携による管理運営内容の見直しを検討・実施するとともに、各公共施設にかかわる職員数の見直しを引き続き実施	○	○	○	○	
③ 利用時間帯の分散を図り、より多くの市民が施設を利用できる仕組み(時間帯別料金や30分単位での料金制度の導入など)を検討		○		○	
④ 行政財産である土地及び建物であっても、その一部を目的外使用又は賃貸することにより収入を得ることを検討。また、建物や配付物への広告収入、設備等のスポンサー制度、有料会員制度など、管理運営に充てる一般財源を得るための方策について、聖域を設けることなく検討				○	

VI 受益者負担内容の見直し	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 無料施設の使用内容を分析し、公平性維持の観点から有料化を進めるとともに、有料施設の使用料、保育料、その他公共施設からの受益の内容に応じた負担を見直し		○		○	
② 有料施設の使用料は、現行の施設の稼働率を100パーセントと仮定した場合の経費を基に算定する方法から、実際の使用状況に基づく算定方法に見直し				○	
③ 有料施設の使用料は、同一の使用が同一の料金体系となるよう減免規定を見直し。また、地域貢献券の用途拡大などによる減免制度の廃止を検討				○	
④ 使用料（保育料を含む）は、負担割合の施設間格差を解消するとともに、受益者負担割合を引き上げ。特に営利目的の利用に対しては、一般財源負担が生じない使用料に改定				○	
⑤ 一律の料金制度を改め、稼働率の高い時間帯や曜日などについては、受益者負担割合を別に引き上げることを検討				○	
⑥ 使用料（保育料を含む）は、改定のルールを市民に明らかにしたうえで、柔軟な改定を行い、経営努力等による歳出削減の効果を還元する仕組みづくりも検討				○	
VII 計画的な維持補修の実施	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 将来における急激な維持補修費用の負担増を避けるため、劣化診断等に基づく計画的な維持補修を行いながら、施設の長寿命化を検討				○	○
② 対症療法的な維持補修を改め、計画的な財源調達に基づく予防保全へ転換。また、将来の負担軽減につながる投資は、費用対効果を十分に検証したうえで積極的に実施				○	○
VIII 広域連携の推進	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 近隣市町との間において公共施設の相互利用を推進することについて、引き続き実施	○				

◆ 施設別事項

I 学校教育施設					
1 義務教育施設					
(1) 小中学校	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 現在の学校数、小学校13校及び中学校9校は、当面の間、維持することを基本として、地域の中核的な公共施設として位置付け再配置を実施	○	○			
② 統廃合は、学級数、更新時期、小中一貫教育の実施、地域性等の基準を設け、少子化がさらに進行した段階で、あらためて議論	○	○			
③ 大規模改修、更新時には、民間活力の利用を第一に考えた近隣施設との複合化を実施し、地域コミュニティ施設として位置付け。また、この際には、防災拠点としての機能を強化・拡充	○		○	○	○

④ 複合化に必要となるルール（利用方法、人的体制、維持管理区分等）を作成	○		○	○	○
⑤ 整備基準を上回る校舎（教室）は、義務教育活動に配慮した上で、建替えまでの間、複合化等により最大限に有効活用することを検討			○		

2 その他の施設

(1) 幼稚園	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 住民ニーズに沿った幼児教育サービスを提供するとともに、中長期的に財政負担を抑制するため、小学校との一体化（付属化）及び学校法人による民営化も含めた公立幼稚園のあり方を見直し	○		○	○	
② 統廃合や民営化への移行に当たり、退職者不補充による教諭数の調整は、高年齢化を招くため、職種間の移動を容易にするなどの人事の実施を検討			○		
(2) 適応指導教室	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① なでしこ会館から恒久的に使用できる施設への移転を検討	○				
② 近隣自治体（特に児童生徒数が少ない町村）との広域的利用の可能性について検討	○				

II 生涯学習施設

1 公民館等

(1) 公民館	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 小学校区単位での公民館配置方針については、廃止	○				
② 児童館などの施設機能を可能な限り周辺の公民館に移すことにより、施設の稼働率を上げ、空き時間帯や空きスペースの有効活用を図り、効率的な管理運営を実施			○	○	
③ 近隣の小中学校の更新がある場合は、耐用年数の残存期間、維持補修費用の見込等について検証し、費用対効果が高い場合には、前倒して複合化を実施			○	○	○
④ 各公民館は、基幹施設と分館施設に区分することを検討	○	○	○	○	
⑤ 基幹施設を拠点として、市主催の生涯学習関連の事業を実施するなど、現在の正規職員11名による管理運営体制について見直し	○	○	○	○	
⑥ 分館施設は、各地域のコミュニティーセンター的な施設に移行することにより、社会教育法の制約がある公民館から施設の性格の転換を図り、将来的に地域での運営により貸館業務を中心に行うことを検討	○	○	○	○	
(2) ほうらい会館	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 人権推進課との一体化を検討				○	
② ほうらい会館の職員については、人件費が100%補助でない場合は、常勤正規雇用の館長が必要か否か検討				○	

(3) 曾屋ふれあい会館	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 近隣の公共施設の配置やその代替性、施設の存続に要する費用などを踏まえて、施設を廃止	○		○		
② 近隣の施設で機能を補完するため、こども館や末広ふれあいセンターの利用条件を見直し			○		
③ 跡地への地区会館等としての建替えを支援する仕組みづくりをあわせて検討		○			

  

(4) なでしこ会館					
ア 貸館	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 周辺の公益施設の配置やその代替性、新たな施設配置の方向性などを踏まえて、施設を廃止	○		○		
② 労働会館的機能も果たしてきたことから、建物所有者による貸館機能の存続を支援するとともに、近隣の公共施設に貸館機能を移転することなども検討			○		

  

イ 地域職業相談所	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 施設の性格と利用者の意向を分析し、その立地条件について改めて議論を行い、将来計画を検討			○	○	

  

ウ 歯科休日急患診療所	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 多額な経費を必要とする診療業務は廃止し、輪番制などの代替手段を実施				○	

2 青少年用施設

(1) 児童館	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 施設の老朽化の度合いや周辺の施設配置などを考慮しながら、近隣の公民館等へ児童館の機能を順次移転	○		○		
② 地区会館等の機能を担ってきた施設は、地域への譲渡又は地区会館等としての建替えを支援する仕組みづくりを検討		○			
③ 児童ホームとの統合など、新しいタイプの児童の放課後スペースの機能設置を検討			○		

  

(2) 曲松児童センター	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 近隣の公共施設の機能移転や統合に当たり、機能を補完	○		○		

  

(3) はだのこども館	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 本町公民館の分館的な施設として、また、曾屋ふれあい会館の機能補完を行うため、稼働率の低い時間帯を有償で一般に開放。また、併せて、市史編さん室は、好立地の施設の有効活用を図るため、移転を検討するとともに、合わせて市民活動サポートセンターとの複合化の是非について検討	○		○		
② 平日夜間を中心に、民間活力を利用した子どもたちの学力向上のための場所として使用するなど、既成概念にとらわれない使用形態を研究			○		

(4) 表丹沢野外活動センター		再配置の視点				
		1	2	3	4	5
①	管理運営コストを常に検証し、引き続き高コストとなる場合は、公設公営の施設としての管理運営からの転換を検討				○	
②	相当規模を持つ木造の施設であることから、専門家のアドバイスに基づくメンテナンス計画の作成を検討					○
<b>3 文化・芸術施設</b>						
(1) 文化会館		再配置の視点				
		1	2	3	4	5
①	会議室等を減らし、他の用途の施設との複合化を図るとともに、代替措置を講じる、又は、文化会館の会議室等を残して公民館の音楽室を減らし、稼働率の高くなる部屋に変更するなど、公共施設全体の効率的活用の観点から、施設内容の転換を検討	○		○		
②	管理運営経費の削減及び民間のノウハウを活用した効率的、効果的な興行を実施するため、広域連携も視野に入れて指定管理者を導入。合わせて文化会館事業協会の役割も見直すことを検討				○	
③	カルチャーパーク利用者の利便性を高めるために、民間資金を活用した飲食・物販施設等を誘致することを検討			○	○	
(2) 図書館		再配置の視点				
		1	2	3	4	5
①	蔵書の整理と新規購入の抑制を図ることにより蔵書数を抑え、その分の経費による大根・鶴巻地区の公共施設への分館的機能設置を検討	○		○	○	
②	指定管理者となることが可能な企業等のサービス内容や実績の調査を進め、直営を堅持することに固執することなく、指定管理者の導入について定期的に対応を検討				○	
③	図書館内の開放が可能な部屋は、本来の目的を妨げない範囲で、目的外使用を積極的に認め、管理運営にかかる財源を得るとともに、統廃合や複合化により減る施設の代替的施設として使用できるよう検討	○		○		
(3) 桜土手古墳展示館		再配置の視点				
		1	2	3	4	5
①	効率的な行政運営のために、施設の一部を学校の空き教室等に保管されている市史や文化財の保管場所に転用し、学校施設の複合化を進めやすくすることを検討			○		
(4) 宮永岳彦記念美術館		再配置の視点				
		1	2	3	4	5
①	年間100万人以上の市民が集まるカルチャーパーク（中央運動公園周辺）内の公共施設に移転することを検討			○		
②	宮永作品が代名詞となっているパッケージを使用する企業もあることから、移転の際には、施設の一部又は全部にネーミングライツ（命名権）を設定、また、作品のリースにより収入を得て保管費用に充てるなど、新たな管理形態を研究			○	○	

4 スポーツ・健康施設

(1) 総合体育館	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 指定管理者の再導入など、一層の効率的な管理運営を行うことを検討				○	
② 会議室は、カルチャーパーク全体の公共施設の効率的活用の観点から、運営方法を検討			○	○	
(2) 中央運動公園	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① ニュースポーツに対応するスペースを確保し、また、陸上競技場のフィールド部分をサッカー等にも利用できるようにするなど、既存施設の有効利用に努め、有料利用者の回復を図ることを検討			○		
(3) おおね公園	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 広い敷地を有効に活用した収入増加策を検討			○	○	
(4) サンライフ鶴巻	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 鶴巻公民館やおおね公園への機能移転による施設の廃止、又は地域的に不足している施設サービスへの転換を図るために建物の社会福祉法人等への売却により公益施設へ転換	○		○	○	
(5) スポーツ広場・学校開放	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① スポーツ広場の存続や、従来は、光熱水費などの直接的な経費のみを算定の根拠としていることから無料となっている学校のグラウンド開放及びスポーツ広場使用の受益者負担のあり方について見直し				○	
② 設置以来20年近くを経過し、設備の更新時期が近づいている南中学校のナイター設備については、その利用状況から、設備の更新に当たっては、存続の必要性について検討			○		
(6) 中野健康センター	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 開館時間の見直しや、現在、別々に委託されている受付業務とインストラクター業務を一括委託して経費の節減を図るなど、管理運営費を削減				○	

III 庁舎等

1 本庁舎等

(1) 本庁舎、西庁舎及び東庁舎	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 現時点での予測に基づいた建替え資金の計画的な手当ての開始を検討するとともに、PFI方式など、従来の建設基金積立金と起債に頼る方法以外の建替え手法を研究					○

② 経費面や業務への支障等に考慮したうえで、庁舎の耐震性をさらに上げる方法の研究を進めるとともに、庁舎建替えまでの間、一部の重要な機能を一時的に移転させることを研究					○	
(2) 連絡所	再配置の視点					
	1	2	3	4	5	
	① 日本郵政(株)との連携により、郵便局ネットワークを活かした連絡所機能を設置			○	○	
	② 連絡所を新設するに当たっては、本庁舎窓口業務の縮小や近隣の公民館連絡所の廃止など、費用面での効果を検証したうえで、設置			○		
③ 連絡所(特に駅連絡所)における手数料は、本庁舎における交付手数料と差をつけることについて検討				○		

2 消防庁舎等

(1) 消防庁舎	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
	① 西分署の建替えの時期や内容については、近隣の公共施設の建替え計画との整合性を図り、限られた財源と土地を有効に活用する計画について研究				
② 大根分署は、消防広域化の動向を見据えながら、周辺の公共施設との複合化を図ることも視野に入れ、将来計画を研究					○
(2) 消防団車庫・待機室	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
	① 消防団車庫・待機室の建替えに当たっては、団の再編について議論するとともに、借地の施設については、他の公共施設との複合化を第一に移転を検討。引き続き土地を借り受ける場合であっても、地権者の理解を得ながらその契約内容を借地借家法に則ったものに改正			○	○

3 その他の施設

(1) 市民活動サポートセンター	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
	① 公共施設全体の効率的利用と公共施設利用者間の公平性の観点から、センターの機能の必要性和施設内容について検討			○	
(2) 放置自転車保管場所	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
	① できるだけ早期に、市域の東部又は行政区域にこだわることなく引取り率の向上が見込める場所へ移転することを検討				○
(3) 秦野駅北口自転車駐車場	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
	① 現場での建替えを行う場合は、将来にわたる税外収入の確保を図るため、1階部分を商業ベースでの利用に提供し、その収入を建設費用等に充当するなどを検討				○

(4) 自治会館	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 法人格を持った自治会が使用している市有地のうち、寄付された土地については、できるだけ早い時期に、条例改正により手続きを簡素化したうえで、自治会に無償譲渡			○	○	
② 寄付された土地以外の市有地を使用している場合は、減額譲渡又は減額貸付				○	
③ 自治会館の新たな建設に当たっては、複数の自治会が共同し、施設を一定規模以上のものとして、地域における貸館機能を有する会館とすることについて、補助制度の優遇措置などにより誘導するとともに、既存の会館についても、サークル活動等に開放することについて支援		○			

IV 福祉施設

1 保育・子育て支援施設

(1) 保育所	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 保育所定員の拡大は、民間保育所に対する支援を拡充し、定員増により対応				○	
② 渋沢保育園をこども園として近隣の幼稚園内に移転し、その土地と建物を民間保育所として活用し定員増	○		○	○	
③ 早期に残る3園の給食調理業務の委託化が進むようにするため、保育園の業務員を小学校の給食調理業務へ配置転換を行うなど、人事面での委託化推進策を検討				○	
(2) 児童ホーム	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 受益者負担制度を導入するとともに、駅前等、保護者のニーズに合わせた場所への開設や、また、公設公営にこだわることなく、民間施設の開設によって不足分を補うことも検討	○		○	○	
② 一定のサービス水準を確保していくためには、子どもに関わる施設が分散独立型で存在し続けることは難しく、学校の敷地内に、学校や児童館等と複合化した施設を設置し、児童ホームも運営するなどの方策を検討	○		○		
(3) ぽけっと21	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 特定の利用者に限られていないか、利用の理由は何か、利用者一人当たりの一般財源投入額が妥当といえる成果を上げているのかどうかなどについて、あらためて検証し、現在の運営形態のまま存続させることの必要性や新たな子育て支援サービスに転換する必要性などについて検討				○	

2 高齢者用施設

(1) 広畑ふれあいプラザ	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 広畑小学校区における公民館的役割を果たしている施設であることから、優先利用以外の空き時間の貸館業務実施			○	○	
② 健康器具を更新する場合は、設置の必要性、受益者負担のあり方等を十分に検討し、更新の是非を決定				○	



(2) 末広ふれあいセンター	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 施設を最大限に有効活用するため、空き時間における設置目的以外の利用を認め、曾屋ふれあい会館等の機能を補完。また、受益者負担制度を導入			○	○	
② 健康器具を更新する場合は、設置の必要性、受益者負担のあり方等を十分に検討し、更新の是非を決定				○	

  

(3) 老人いこいの家	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 公共施設として維持するのではなく、地域の施設として地域に譲り渡し、地域の特性に応じて地域が自由に運営し、必要に応じて行政が援助	○	○	○		
② 地域への譲渡によって高齢者への施設サービスが不足する場合は、公民館等で提供することを検討			○		

3 その他の施設

(1) 保健福祉センター	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 本市の公共施設全体の稼働率を上げ、最大限効率的に使用するため、一定の目的をもって設置された部屋でも、空き時間を目的外に利用			○		
② 福祉の拠点としての機能充実のため、稼働率の悪い施設については、他の施設機能との複合化を積極的に検討			○		
③ 郵便局を誘致し、連絡所機能を持たせるとともに、賃貸料収入を管理運営費に充当			○	○	
④ 稼働率の低い夜間の閉館や隔日開館、同じく稼働率の低い日曜日の閉館や隔週開館等、維持管理費の節減策を検討				○	

  

(2) 地域活動支援センターひまわり	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 民設民営の施設に移行			○	○	
② 移行に当たっては、低・未利用地を有効活用し、財源を確保				○	

V 観光・産業振興用施設

1 観光施設

(1) 弘法の里湯	再配置の視点				
	1	2	3	4	5
① 経営努力を続けることはもとより、利用者を増やすための投資は、その効果を徹底的に検証したうえで実施し、黒字経営ができる期間をできるだけ長くすることを検討			○	○	
② 指定管理者への移行も含め、運営形態について、あらためて検討				○	

<b>2 産業振興施設</b>										
(1) 田原ふるさと公園					再配置の視点					
					1	2	3	4	5	
① 公共施設の使用収益の対価について、その性質と扱いを明確にし、他施設との間で公平性を失うことのないようにするとともに、指定管理者への移行も含め、運営方法を改めることを検討						○		○		
(2) 里山ふれあいセンター					再配置の視点					
					1	2	3	4	5	
① 公民館や表丹沢野外活動センターとの連携をより深めるとともに、今後は、植樹祭などを契機として、より一層の有効利用に努める方法を検討							○	○		
② 現在の特殊な管理運営形態を見れば、公設の施設として存続させる必要性は低いため、将来の負担軽減に主眼を置き、施設設置の主目的である事業を継続的に実施することを条件に、施設を森林組合に譲渡することを検討						○		○		
(3) 駐車場					再配置の視点					
					1	2	3	4	5	
① 片町駐車場は、今しばらく駐車場として使用を続けなければならないことから、渋沢駅北口と同一の料金体系ではなく、月極め駐車場としての利用形態をとるなど、利用増につながるような料金体系に改めることを検討								○		
<b>VI 公営住宅</b>										
					再配置の視点					
					1	2	3	4	5	
① 効率的な管理運営を行っていくために、現状以上に住み替え等を推進し、できる限り早期に住宅を集約して小規模団地の解消を図り、空いた団地の用地の有効活用を進めることを検討								○	○	
② 管理運営体制について、より効率的な管理運営方法に改めることを検討								○		
<b>VII 公園・緑地等</b>										
<b>1 都市公園・緑地</b>										
(1) 公園・緑地					再配置の視点					
					1	2	3	4	5	
① 分譲地の開発時には、事前協議の中で金銭負担制度の積極的な活用を図り、その資金で近隣の公園の拡充を図るなどの工夫を行うとともに、既存の小規模な公園についても、土地の交換等により統廃合を行っていくことなども視野に入れた維持管理コストの削減策を検討								○		
<b>2 その他の施設</b>										
(1) くずはの家					再配置の視点					
					1	2	3	4	5	
① かながわのナショナルトラスト指定1号地の本旨に立ち返り、ボランティア色の強い管理運営体制に見直し、管理運営費用を削減								○		

(2) 蓑毛自然観察の森・緑水庵		再配置の視点				
		1	2	3	4	5
① 田原ふるさと公園のように地域と協働して直売所や飲食施設への転換を図るなどにより施設を有効活用			○		○	
VIII 低未利用地		再配置の視点				
		1	2	3	4	5
① 用途の変更や民間活力の導入などを積極的に検討するとともに、土地開発公社所有地については、中期的な暫定利用により、利子負担を軽減する方策を検討					○	
② 売却益を再配置計画の進行に必要な事業費の財源に充てるとともに、中核的な施設の隣接地との交換等により、施設の集約を図るための資源として活用することを検討					○	
③ 低未利用地にかかる事業については、サンセット方式を導入して時限を定めることを検討					○	

※ 本資料は、検討委員会による計画への提言内容の検討に当たり、秦野市公共施設白書に記載されている施設ごとの課題等を基に、事務局がたたき台として示したものであり、現時点で、その記載内容のすべてについて庁内における合意形成が図られているものではありません。